

ジャパン・スポットライト 2026 年 7/8 月号掲載（2026 年 7 月 10 日発行）（通巻 268 号）

英文掲載号 <https://www.jef.or.jp/jspotlight/backnumber/detail/268/>

ラウンドテーブル 2026 年 5 月 26 日（火）オンライン開催

参加者： 浦田秀次郎 早稲田大学 名誉教授
Dr. Elvire Fabry ジャック・ドロール研究所 貿易・経済安全保障部門責任者
中富道隆 国際経済交流財団（JEF）主任研究員
モデレーター： 豊田正和 国際経済交流財団（JEF）会長（役職は座談会開催当時）

コラム名：Cover Story 1

（日本語仮訳版）



浦田秀次郎



Elvire Fabry



中富道隆



豊田正和 （敬称略）

CPTPP－EU 連携によるルールに基づく 国際貿易秩序の再建は可能か

国際経済交流財団（JEF）とフランスのシンクタンクであるジャック・ドロール研究所は、2026 年 5 月 13 日に東京で“Rebuilding a Rules-Based International Trade Order: the Role of CPTPP-EU Cooperation and Beyond”と題する国際会議を共催した。本号のラウンドテーブルでは、この会議で交わされた議論を紹介するとともに、その内容をさらに発展させたものとなっている。

概要

- WTO の再建に向けた重要な第一歩として、プルリラテラル協定（複数国間貿易協定）を積極的に活用すべきである。これらの協定を WTO の枠組みに組み込むためには、WTO における意思決定プロセスの改革が不可欠である。
- デジタル貿易や環境問題のような現代的課題が複雑化していることを踏まえ、制度やルールの相互運用性や接続性、さらに基準・規制の調和を重視する必要がある。
- CPTPP と EU は、過度な補助金、極めて大規模な経済圏における規模の経済が生み出す貿易のゆがみ、さらに超大国による経済的威圧といった、異なる経済体制の間で生じる課題に共同で取り組む必要がある。
- CPTPP と EU にとって自由貿易協定（FTA）の締結が重要な最終目標であることを前提として、両者の緊密かつ戦略的な協力を推進するとともに、CPTPP-EU 間 FTA 締結実現に向けた道筋についての事前調査・研究を進めるべきである。また、このルールに基づく国際秩序の構築に向けた協力は、世界の他の国々にも開かれたものでなければならない。

- CPTPP と EU の連携を模索するプロセスには、各国政府が深く関与する必要がある。今後の会合では、トラック 1.5 のアプローチを積極的に採用することが強く推奨される。

はじめに

豊田：第二次世界大戦後、多大な努力を重ねて築き上げられてきたルールに基づく国際貿易秩序は、現在、超大国の行動によって崩壊の瀬戸際に立たされています。

ある大国は、WTO の基本原則である最恵国待遇（MFN）を無視し、関税交渉を進め、その圧倒的な力を背景に相手国に事実上その受け入れを強いています。

しかし国内では、その国の最高裁判所が、関連する国内法に照らしてこの措置は憲法に違反するとの判断を下し、政府は新たな法的根拠を模索するなど混乱が生じています。

一方、別の大国は、巨大な開発力と生産能力を背景に、経済的威圧を繰り返し行っています。

このようなルールに基づく国際貿易秩序の現状について、カナダのマーク・カーニー首相は、1 月にダボス会議で開催された会合において、次のように述べました。；

「私たちは今、単なる移行期ではなく、断絶のただ中にいます。中堅国がこれまで頼りにしてきた多国間機関—WTO、国連、そして COP—はいずれも脅威にさらされています。中堅国は互いに協力して行動しなければなりません。なぜなら、もし私たちが交渉のテーブルに着いていなければ、私たちはメニューに載る側、つまり他国の思惑に翻弄される側になってしまうからです。」

まさに、そのとおりだと思います。私たちも以前から同様の問題意識を抱いていたことから、昨年 12 月には、フランス・パリで、ジャック・ドロール研究所とパリ政治学院、そして私たち JEF の三者共催による国際会議を開催しました。さらに、今年 3 月の第 14 回 WTO 閣僚会議（MC14）終了後、そのフォローアップ会合として、東京会議を 5 月に東京で開催しました。この会議も同じ三機関の共催で行われ、JEF が中心的な役割を担いました。その結果、CPTPP 加盟国および EU 関係国を中心とする約 20 か国から、およそ 50 名の専門家が集まり、活発な意見交換が行われました。

本日は、この東京開催の会議に参加された 3 名の専門家をお招きし、ルールに基づく国際貿易秩序をいかに再構築すべきかについて議論していただきます。まず、早稲田大学名誉教授の浦田秀次郎先生。次に、ジャック・ドロール研究所で貿易・経済安全保障部門の責任者を務めるエルヴィール・ファブリ博士です。博士はパリ開催の会議でも中心的な役割を果たされ、東京会議にも参加されました。そして、JEF 主任研究員の中富道隆氏です。中富氏は、経済産業省在職中、WTO 交渉や FTA 交渉に深く携わってこられました。本日の議論では、次の 4 つの論点についてご意見を伺いたいと思います。

1. WTO を再建するために、今すぐ取り組むべき課題は何か。
2. デジタル貿易や環境問題といった現代的課題に、どのように対応すべきか。
3. 異なる経済システムを持つ国々との関係に、どのように対処すべきか。
4. なぜ CPTPP と EU との間の自由貿易協定（CPTPP-EU FTA）が重要なのか。

WTO 再建に向けた緊急課題

豊田：それではまず、WTO を再建するために必要な緊急の取り組みについて議論したいと思います。論点としては、次のようなものが考えられます。(1)最恵国待遇原則の見直し、(2)MPIA の活用、(3)プルリラテラル協定の積極的な活用、(4)コンセンサスに基づく意思決定制度の見直し、で

す。皆さんには、この中で特に重要だと考える点を一つまたは二つ挙げていただき、それらにどのように取り組むべきかについてお話しいただきたいと思います。浦田先生お願いいたします。

浦田：本日は、ラウンドテーブル座談会に招きいただき誠にありがとうございます。私は、プルリラテラル協定に関する問題を取り上げたいと思います。WTO が現在直面している最も重要な課題の一つは、急速に変化する世界経済の中で、新たな国際貿易ルールを策定する能力をいかに回復するかという点です。WTO は、ルールに基づく多角的貿易体制の基盤として 1995 年に設立され、それ以来、世界貿易の拡大と経済成長に大きく貢献してきました。しかし、その後、世界経済は劇的に変化した一方で、WTO のルール形成機能は次第に機能しなくなっています。この問題の大きな原因は、WTO が採用しているコンセンサスによる意思決定方式にあります。現在、WTO には 166 の加盟国が存在し、それぞれ経済発展の段階が大きく異なるうえ、経済的・政治的な利害も多様です。そのため、新たなルールについて全加盟国の一致した合意を得ることは極めて困難になっています。その結果、WTO は、デジタル貿易、データ・ガバナンス、投資円滑化など、新たに生じている課題に十分かつ効果的に対応できずにいるのです。

このような状況の下では、プルリラテラル協定を積極的に活用することが、WTO を再活性化するための最も現実的かつ効果的な方策の一つであると言えます。プルリラテラル協定は、参加を希望する加盟国が、WTO 加盟国全体の合意を待つことなく、新たなルールづくりを前進させることを可能にします。この意味において、プルリラテラリズム（複数国間主義）は、多角主義への脅威と捉えるべきではなく、むしろ多角的貿易体制を維持・強化するための現実的な手段と考えるべきです。プルリラテラル協定には、いくつかの重要な利点があります。第一に、交渉の効率性とスピードを高められることです。考え方や利害を共有する比較的少数の国々による交渉は、WTO 加盟国すべてが参加する交渉よりも当然ながら進めやすく、技術革新や経済環境の変化にも迅速に対応できるようになります。

第二に、プルリラテラル協定は、国際的な合意がまだ形成されていない新たな分野においても、高い水準のルールを策定することを可能にします。例えば、電子商取引に関する共同声明イニシアティブ、投資円滑化、サービス分野の国内規制に関する共同声明イニシアティブは、その代表的な例です。これらの取り組みは、WTO が依然として国際的なルール形成のための重要なプラットフォームとして機能し得ることを示しています。

第三に、プルリラテラル協定は、他の WTO 加盟国にも参加の道を開いておくことができます。このオープン・プルリラテラリズムという考え方は極めて重要です。なぜなら、当初は参加することができなかった国や、参加を見送った国であっても、協定上の義務を受け入れる準備が整えば、後から参加することが可能だからです。このようにして、プルリラテラル協定は参加国を徐々に拡大し、最終的にはより広範な多角的ルールの形成に貢献することができます。

最後に、プルリラテラル協定は、世界の貿易体制の分断を防ぐことにもつながります。WTO の枠組みの下で新たなルールを策定する仕組みが機能しなければ、各国は二国間協定や地域協定にますます依存するようになり、互いに競合する経済圏が形成されたり、整合性のないルールが乱立したりするおそれがあります。これに対して、WTO の枠組みの中で締結されるプルリラテラル協定であれば、多角的貿易体制との整合性を保ちながら、透明性、一貫性、そして制度間の適合性を維持することができます。今日の地政学的・経済的環境を踏まえると、あらゆる新たなルールについて全加盟国の完全なコンセンサスを求め続けることは、もはや現実的ではありません。WTO が今後も国際貿易体制の中核として重要な役割を果たし続けるためには、より柔軟で、変化に適応できる組織へと変わる必要があります。その意味で、プルリラテラル協定は、多角主義からの逸脱では

なく、多角的貿易体制を維持し、現代にふさわしい形へと発展させるために不可欠な手段であると言えます。

豊田： 浦田先生、ありがとうございます。先生のお考えは、非常に現実的であると同時に、建設的なご提案であると感じました。それでは、この問題について、ファブリさんのお考えをお聞かせいただけますでしょうか。

ファブリ： このような各分野を代表する皆様とともに、この問題について議論する機会をいただき、大変光栄に思います。また、この議論は数日前に東京で始まったものでもあります。まず申し上げたいのは、昨年 12 月にパリで EU-CPTPP トラック 1.5 対話を立ち上げて以来、危機感が一段と高まっているということです。そのことは、5 月中旬に東京で開催された第 2 回会合でも非常に明確に感じられました。パリでの会合では、自由で開かれた貿易を支持する国々が連携・協調するための共通の枠組みを構築する必要性について認識が一致しました。EU と CPTPP は、世界貿易のさらなる分断を防ぎたいという共通の意思を有しています。しかし、WTO のルールに基づいて行われる世界の製造業貿易の割合が、2022 年の 83%から 2026 年初頭には 72%へと低下していることは、極めて憂慮すべき状況です。

EU と CPTPP という二つの枠組みは、WTO を中心とする国際貿易秩序を力強く支持する存在であり、WTO のルールを守るための、いわば保険となる連携を構築するうえで最も適した立場にあります。まず優先すべきことは、このような強いメッセージを国際貿易社会に迅速に発信できる具体的な方策を明らかにすることです。そのうえで、短期・中期・長期のそれぞれの時間軸において実施可能な数多くの取り組みについて検討を進めていく必要があります。

私は、プルリラテラル協定こそが、多角的交渉の行き詰まりを補うために追求すべき最も重要な道筋であるという浦田先生のご見解に全面的に賛同します。実際、最近では、このような枠組みを活用することで、電子商取引に関する関税不賦課モラトリアムなどの重要な課題について、各国の足並みをそろえることが可能となったことが示されています。

短期的には、CPTPP 加盟国すべてが MPIA に参加することにも重点を置くべきです。そのためには、ブルネイにも MPIA への参加を促し、CPTPP 加盟国全体が参加する体制を実現する必要があります。そうすることで、上級委員会が依然として機能停止している状況の中、その代替制度である MPIA を支持するという点で、EU と CPTPP の両者が結束した姿勢を国際社会に示すことができます。さらに、新たなプルリラテラル・イニシアティブの可能性については、今後、トラック 1.5 の中で、より幅広く議論していく予定です。

さらに、ダイナミック・スタンドスティール協定の可能性についても検討すべきです。これにより、EU と CPTPP という二つの枠組みの加盟国は、三つの側面から協調して行動できるようになります。第一に、WTO ルールおよび FTA の義務を遵守することを法的に約束することです。第二に、域外からの混乱や衝撃に対応する際、その対応による第三国や他の貿易相手国への悪影響を可能な限り抑えるという政治的な約束を行うことです。第三に、米国および中国が講じる強硬な措置に対応するため、継続的な政策協調を行う動的な協議の場を設けることです。これにより、EU 諸国と CPTPP 加盟国が採る対応の整合性を確保するとともに、共同での交渉力・影響力を高めることができます。このように、相互に補完し合う目的を持った段階的な取り組みを進めることによって、ルールに基づく貿易体制を支える強固な基盤を築くことができるでしょう。

豊田：ありがとうございました。それでは次に、中富さんにお話を伺いたいと思います。この問題について、中富さんはどのようにお考えでしょうか。

中富：本日はお招きいただき、誠にありがとうございます。私は長年にわたり貿易問題に携わってきましたが、豊田さんが先ほど提示された－MFN、MPIA、プルリラテラル協定、意思決定制度という4つの論点は、いずれもWTO改革に関わる重要な課題です。WTO改革を進めるうえでは、意思決定のあり方、開発問題、競争条件の公平性、そしてMFNのようなWTOの根幹を成す基本原則などが、今後の主要な検討課題となるでしょう。

残念ながら、皆さんもご存じのとおり、カメルーンで開催されたMC14では、WTO改革の枠組みや今後の進め方について結論を得ることはできませんでした。そのため、この問題はジュネーブでの通常のWTO交渉の場に持ち帰られ、ようやく初期的な議論が始まったところです。しかし、おそらく2028年に開催される第15回WTO閣僚会議（MC15）までという限られた時間の中で、加盟国が十分な連携を図り、粘り強い努力を重ねなければ、実質的な成果を得ることは極めて難しいでしょう。特に、これまで皆さんがお話しになったように、CPTPP加盟国とEUとの連携をさらに深め、共通の立場を形成することが不可欠です。そうでなければ、WTO改革に関する議論は実りあるものにならない可能性が高いと思います。さて、そのうえで、まず内容面についてですが、意思決定制度の問題とも密接に関わるプルリラテラル協定についてお話ししたいと思います。

私は、日本政府の交渉担当者として情報技術協定（ITA：Information Technology Agreement）や偽造品の取引の防止に関する協定（ACTA：Anti-Counterfeiting Trade Agreement）の交渉に深く携わりました。これらの交渉はかなり以前に行われたものですが、私はいずれも成功した事例だったと考えています。もっとも、ACTAについては、EU側の事情により発効には至りませんでした。交渉自体は完了していました。私たちは、こうした経験や他の事例から教訓を学び、プルリラテラル交渉で実質的な成果を生み出す方法を考えていく必要があります。現時点では、プルリラテラル協定は、WTOにおいて新たなルールを策定するための事実上唯一の手段となっています。また、WTOではこれまで、プルリラテラルなアプローチが、多角的協定へと発展するための基盤としても幅広く活用されてきました。

先ほど浦田先生が説明された4つのポイントは、いずれも非常に有益なものだと思います。私も、それらは国際的なルール形成に大いに役立つと考えています。しかし、現時点での問題は、プルリラテラル協定のあるべき理想像と現実との間に大きな隔たりがあることです。MC13では、サービス分野における国内規制に関する協定がWTOの枠組みに組み込まれました。これは成功事例だったと言えます。しかし、MC14では、開発のための投資円滑化協定（IFDA：Investment Facilitation for Development Agreement）をWTO協定に組み込むことが、わずか1か国の反対によって再び阻まれました。また、電子商取引については、66か国が暫定的な合意に達し、将来的にそれをWTOの枠組みに組み込むことを目指しています。私は、この交渉が始まった当初から、その進展を見てきました。日本は交渉開始の段階から深く関与してきましたが、それでもMC14に至るまでに8年もの歳月を要しました。これが現実です。交渉は非常に長期にわたるプロセスであり、その間、各国との丁寧な調整を重ねていかなければなりません。そうした現状を踏まえると、現在、私たちはおそらく三つの重要な課題に取り組む必要があります。

第一の課題は、IFDAをWTO協定のAnnex 4に組み込むことです。Annex 4とは、政府調達協定（GPA）のように、交渉に参加した加盟国だけに適用されるプルリラテラル協定を規定する枠組みです。しかし、Annex 4に協定を組み込むためであっても、WTO加盟国全体のコンセンサスが必要となるため、実現は非常に困難です。加盟国のうち一か国でも反対すれば、Annex 4への組み

込みは実現できません。しかし、IFDA については、手続面だけでなく内容面においても、多くの加盟国から支持を得ていました。おそらく、WTO 加盟国全体の 4 分の 3 を超える国々が支持していたと考えています。そのような状況であれば、IFDA を Annex 4 協定として採択できない理由は本来ないはずです。これが、おそらく最も優先して取り組むべき課題だと考えます。

第二の課題は、今後取り組むべき新たな交渉テーマを準備しておくことです。現時点では、その交渉候補となる案件が不足しています。電子商取引については、一定の成果を上げましたが、**今後はそれを WTO の枠組みに組み込む必要があります**。また現在は、IFDA を Annex 4 の協定として正式に位置付ける作業を進めています。しかし、それだけでは十分ではありません。将来のプルリラテラル協定につながる新たな交渉課題を、今のうちからパイプラインに用意しておく必要があります。そうでなければ、私たちは中身の無い箱だけを追いかけることになりかねません。それは WTO という制度そのものにとって危険なことです。その意味でも、CPTPP 加盟国と EU が連携し、新たなルール形成のテーマを共同で発掘・育てていくことが必要です。

第三の課題は、WTO の意思決定制度に関するものです。WTO 体制を維持・発展させていくためには、意思決定メカニズムの改革が不可欠です。もっとも、その改革は一足飛びには実現できません。まずは、プルリラテラル協定に関する制度改革から着手すべきではないかと考えています。現状では、Annex 4 の協定であっても、IFDA の事例が示しているように、WTO 加盟国全体のコンセンサスが必要です。この仕組みは見直す必要があります。もちろん、それを実現するための交渉は非常に困難なものになるでしょう。それでも、私たちはその改革を粘り強く追求していかなければなりません。私からは以上です。申し上げた三つの課題について、関係国が協力して取り組む必要があります。そして、その取り組みを前進させる中核的な役割を果たすべきなのは、CPTPP 加盟国と EU であると考えています。

現代的課題への取り組み ― デジタル貿易と環境分野

豊田: ありがとうございます。お三方とも、プルリラテラルの枠組みが重要であるという点では認識が一致しているようです。私は、それは非常に現実的で、建設的な考え方だと思います。それでは、二つ目のテーマである現代的課題に移りたいと思います。現代的課題としては、主にデジタル貿易と環境問題の二つが議論されていると考えています。この二つのうち、どちらか一つを取り上げていただき、特に重要だと思われる論点についてご意見をお聞かせください。それでは、このテーマについては、まずファブリさんからお願いできますでしょうか。

ファブリ: 豊田さんが挙げられたデジタル貿易と環境問題という二つの課題は、本来であれば WTO のレベルで取り組まれるべきものです。しかし、この数年間、それらを WTO で十分に議論し、前進させることができなかったことは、非常に残念であり、大きなもどかしさを感じています。これらはいずれも、急速に変化・発展する分野であり、多額の投資を必要とする課題です。そのため、公共財を守りながら、公平で均衡の取れた競争を確保するための枠組みが必要になります。ここでは、デジタル分野に焦点を当ててお話ししたいと思います。このテーマについては、昨年 11 月にメルボルンで開催された EU-CPTPP の公式対話でも取り上げられました。この分野では、WTO のような多角的な枠組みで各国の協調を実現することは極めて難しい状況にあります。その意味で、EU-CPTPP 対話は、デジタル貿易に関する政策協調や国際ルールづくりを進めるための、一種の実験の場として重要な役割を果たしています。

デジタル貿易は、言うまでもなく今後も拡大が見込まれる分野であり、製造業にも大きな影響を及ぼしています。また、今後も世界貿易の成長を牽引する主要な原動力であり続けるでしょう。近年、この分野ではさまざまな一国単位および二国間の取り組みが進められています。例えば、FTA にデジタル貿易に関する独立した章を設ける動きや、RTA の枠組みの中で新たな取り組みを盛り込む動きが広がっています。さらに、EU レベルで進められている地域的な取り組みも、こうした流れの一部として挙げることができます。今こそ、こうしたさまざまな取り組みの相互運用性を高めることに取り組むべき時です。もし、このデジタル貿易に関する共同の議論を一つの実験と位置付けるのであれば、私たちはデジタル貿易を取り巻く環境が極めて速いスピードで変化していることを常に意識し、その変化に柔軟に対応していかなければなりません。そのためには、規制の調整・協調を進めるための新しい仕組みが必要です。また、異なる制度やルール同士が迅速に相互運用できるよう、それらをつなぐ橋渡しの仕組みを柔軟に構築していくことも求められるでしょう。

この EU-CPTPP 対話では、多くの課題を取り上げることができます。すでに、この二者間の協力アジェンダとして取り組むべきテーマは明確になっています。具体的には、データの越境移転、デジタル ID、商業データの国境を越えたポータビリティ、そして、AI ガバナンスに関する共同協力などです。この中でも、とりわけ AI ガバナンスは喫緊の課題です。そのことは、最近行われた米国のドナルド・トランプ大統領と中国の習近平国家主席との会談でも明らかになりました。両首脳は、AI ガバナンスについて意見交換を進めることを共通の目標とするとの考えを示しました。だからこそ、EU と CPTPP も、AI ガバナンスについて独自の視点と考え方を確立することが重要です。AI は、まだ発展のごく初期段階にあります。だからこそ、そのガバナンスの形成において、EU と CPTPP が独自の足跡を残す機会が今まさに存在しているのです。最後に改めて強調したいのは、EU と CPTPP を合わせると、世界の GDP と世界貿易のいずれにおいても約 3 分の 1 を占める規模になるということです。また、この二つの枠組みは、デジタル貿易に深く関与しているという共通点を持っています。そして、消費者のデータ保護を確保しつつ、市場間の相互運用性を一層高めるという共通の目標も共有しています。

したがって、デジタル貿易に関しては、取り組むべき課題が数多くあります。その中には、相互承認を基礎とすることで、市場間の相互運用性の向上を比較的容易に実現できる取り組みやすい課題もあります。一方で、AI ガバナンスをはじめとする、より複雑な課題については、共通の原則や価値観について、より踏み込んだ議論を行う必要があります。ここで問われているのは、世界経済に共通するルールを守ることだけではありません。私たちの社会そのものが、今後どのように発展していくのかという問題でもあるのです。そして、そのための重要な原則については、EU と CPTPP が合意できる点が数多くあると考えています。

豊田：ありがとうございました。おっしゃるとおりだと思います。EU と CPTPP 加盟国は、デジタル貿易や AI などの分野について、独自の考え方や立場を持つべきです。それでは次に、現代的課題について、中富さんにお伺いしたいと思います。

中富：環境問題とデジタル問題は、いずれも非常に重要な課題です。また、この二つには共通する点があります。それは、CPTPP 加盟国のアプローチが、必ずしも EU のアプローチと一致しているわけではないということです。このことは、先ほどファブリさんがお話しになったように、制度やルールの相互運用性の確保、相互接続性の向上、さらには基準や規制の調和を進めていく必要があることを意味しています。これは非常に大きな課題ですが、同時に、極めて意義深く、取り組みがいのある課題でもあります。さらに、相互に結び付いたサプライチェーンを考えると、デジタル

問題と環境問題は切り離してではなく、一体的に議論すべきではないでしょうか。例えば、サプライチェーン全体で CO₂排出量を削減しようとする場合には、デジタル分野における制度やシステムの調整・調和を、ぜひとも進めていく必要があります。

ここでは、環境問題について少しお話ししたいと思います。現時点で重要な課題となるのは、CPTPP 加盟国の間に存在する多様性と、EU 加盟国に見られる保護主義的な傾向ではないかと考えています。こうした多様性や保護主義を乗り越えることが、その他のさまざまな課題について共通の解決策を見いだすための鍵になるでしょう。まず何よりも重要なのは、緊密な対話を重ねることです。例えば日本は、EU と同様に 2050 年までの脱炭素化の実現に強く取り組んでおり、その目標達成に向けた詳細なロードマップも策定しています。しかし、他の CPTPP 加盟国の状況はさまざまであり、現時点では日本や EU とは異なる事情や立場にある国も少なくありません。

EU は現在、規制を中心としたアプローチを積極的に導入・推進しています。例えば、炭素国境調整メカニズム（CBAM：Carbon Border Adjustment Mechanism）やデジタル・プロダクト・パスポート（DPP：Digital Product Passport）の導入を非常に速いペースで進めています。しかし、こうした動きは、日本を含む CPTPP 加盟国の間で一定の懸念を生じさせています。現時点では、あらゆる分野について EU と CPTPP が共通の戦略を打ち出すことは、おそらく容易ではありません。しかし私は、まずは共通の目標を実現できる分野に重点を置くべきだと考えています。例えば一つの可能性として、サプライチェーン全体を通じた CO₂排出量の算定方法を共同で整備・開発することが挙げられるでしょう。もちろん、それ以外にも協力できる分野はあると思います。しかし、まずは比較的取り組みやすい課題から協力を始めることが、その後のより本格的な議論を進めるうえで重要だと考えます。

今後、対話を積み重ね、将来的な共通の制度的枠組みの基盤を築いていくことが、成功への鍵となります。その意味で、私は、日本と EU は環境問題に関して実際には多くの共通点を有していると強く感じています。

豊田： この二つの重要な課題は、ある意味では互いに関連し合っているということですね。大変興味深いご指摘でした。ありがとうございます。それでは次に、浦田先生にご意見を伺いたいと思います。

浦田： はい。私はデジタル貿易についてお話ししたいと思います。先ほども議論がありましたが、デジタル貿易は近年、世界経済を構成する最も重要な要素の一つとなっています。しかし、WTO にはデジタル貿易を包括的かつ法的拘束力をもって規律するルールがまだ整備されていません。WTO が 21 世紀においてもその役割と存在意義を維持していくためには、デジタル貿易に関する国際ルールを整備することが極めて重要な課題となります。デジタル貿易には、国境を越えたデータフロー、電子商取引、デジタルサービスなど、幅広い経済活動が含まれます。また、デジタル貿易の急速な拡大は、経済成長やイノベーションを促進するとともに、世界経済への参加機会を大きく広げてきました。とりわけ、中小企業にとっては、新たなビジネス機会を創出する大きな原動力となっています。その一方で、個人情報保護、サイバーセキュリティ、競争政策など、さまざまな政策課題も新たに生み出しています。これは、その代表的な例にすぎません。

デジタル貿易を WTO ルールに組み込むに当たり、重要となるいくつかの論点についてお話ししたいと思います。第一に、国境を越えたデータの自由な流通を維持することが不可欠です。現在では、国境を越えたデータ流通（クロスボーダー・データフロー）は、現代の企業活動をはじめ、グローバル・サプライチェーン、金融サービス、製造業、物流などにとって欠かすことのできない基

盤となっています。これに対し、過度なデータ・ローカライゼーション（データの国内保存・管理を義務付ける規制）は、企業のコストを増大させるだけでなく、業務効率を低下させ、世界のデジタル経済を分断するおそれがあります。したがって、WTO のルールは、各国が正当な公共政策上の目的を追求する権利を認めつつも、データの自由な越境流通を支えるものでなければなりません。

第二に、開放性と各国の規制権限（規制上の自律性）との適切なバランスを確保することが極めて重要です。各国政府は、個人情報保護、サイバーセキュリティの確保、消費者保護、国家安全保障といった正当な政策目的を追求する権利を維持しなければなりません。しかし同時に、そうした規制が、実質的には貿易を制限するための隠れた手段となってはなりません。したがって、WTO のルールは、デジタル分野の規制において、透明性、均衡性、そして無差別性の原則を促進するものであるべきです。

第三に、電子送信に対する関税の賦課を禁止するモラトリウム（関税不賦課の暫定措置）は維持されるべきであり、理想的には恒久化されるべきです。1998 年以来、WTO 加盟国はこのモラトリウムを繰り返し更新してきました。この措置は、デジタル貿易の拡大やイノベーションの促進に大きく貢献してきました。もし電子的送信に関税を課すようになれば、デジタル商取引に混乱をもたらすだけでなく、関税の徴収や管理においても多大な行政上の負担が生じることになります。私の理解が正しければ、このモラトリウムは今年 3 月末をもって終了してしまいました。加盟国が延長について合意できず、ましてや恒久化には至らなかったことは、非常に残念なことです。

第四に、先ほどファブリさんがお話しされたように、相互運用性の向上に向けた国際協力を強化することです。これは極めて重要な課題です。データ・ガバナンス、AI 規制、サイバーセキュリティ、デジタル標準などに関する各国の制度やアプローチが異なることによって、規制の断片化が生じるおそれがあります。そのため、WTO における議論では、可能な限り各国の規制制度の互換性の向上や相互承認を促進すべきです。そして、こうした課題については、CPTPP 加盟国と EU との間で十分に議論を深めることができると考えます。

第五に、発展途上国をデジタル貿易システムへ十分に組み入れることが重要です。多くの発展途上国は依然として、デジタル・インフラの整備、人材・デジタルスキルの育成、資金調達、さらには制度・規制を整備・運用する能力といった面で課題を抱えています。そのため、能力構築や技術支援を、将来の WTO におけるデジタル貿易ルールの中に組み込むべきです。近年、電子商取引に関する共同声明イニシアティブ（JSI：Joint Statement Initiative on E-commerce）などの取り組みが進展したことは、地政学的な緊張が高まる中であっても、デジタル貿易分野での国際協力は依然として可能であることを示しています。実際、EU および CPTPP 加盟国の大半はこの JSI に参加しています。また、私の理解が正しければ、まだ参加していない CPTPP 加盟国であるチリ、メキシコ、ベトナムについても、この協定への参加が働きかけられているところです。最終的には、デジタル貿易に関するルールを WTO の枠組みに組み込むことが、デジタル時代における開かれた、ルールに基づく、包摂的な世界経済を維持するために不可欠であると考えます。

豊田： ありがとうございます。ご指摘のとおり、デジタル貿易は関係するすべての国々にとって非常に大きな可能性を秘めています。しかし、おっしゃるように、発展途上国にとっては能力構築が極めて重要です。これは、最も重要な課題の一つだと私も考えています。

異なる経済体制にどのように対応すべきか

豊田： それでは、三つ目のテーマである異なる経済体制への対応に移りたいと思います。これは、国家主導型経済をどのように扱うかという、非常にデリケートな問題に関わるテーマです。WTO のルールは、基本的に市場経済を前提として構築されています。そのため、国家主導型経済に対しては、追加的な規律が必要ではないかという意見もあります。具体的な論点としては、補助金に関する規律を強化すること、規模の経済によって生じる市場のゆがみへの対応、経済的威圧への対処などが挙げられます。それでは、このテーマについては、まず中富さんからご意見を伺いたいと思います。

中富： 現在、WTO における議論は、WTO の基本原則そのものを見直すための改革に重点が置かれています。加盟国が WTO の根本的な課題について議論していること自体は、もちろん理解できます。しかし、それは一国の憲法改正を議論することにも例えられるような、極めて重大で困難な作業です。私自身は、WTO 改革とは、組織としての WTO の「憲法」を改正することに等しいと考えています。そのため、WTO 改革に簡単な解決策はありません。先ほども申し上げたように、CPTPP 加盟国と EU が緊密に連携しなければ、議論は方向性を見失い、最終的な結論にたどり着けなくなる危険があります。

CPTPP および EU 加盟国もまた、既存の経済実態を踏まえ、巨大な不均衡や、主要国によって引き起こされているサプライチェーン上の問題に目を向け、協力して解決策を模索していく必要があります。一方で、WTO の手段や救済措置は、もはや時代遅れとなり、現実の世界経済の実態から乖離しつつあります。

米国が WTO に対して一定の不満を抱いているのは、WTO における救済措置が十分に機能していないためでもあります。そしてある意味で、私たちは米国が何を認識し、どのように問題を捉えているのかについても耳を傾ける必要があります。国家主導型経済に関連する論点について言えば、典型的な例は、すでに説明したとおり補助金および救済措置の問題です。しかし WTO のルールは、例えば第三国への補助金や国有企業への補助金といった問題に適切に対処できていません。また、特定の国の経済規模によって生じる市場の失敗についても、WTO ルールは十分に対応できていないのが現状です。これは、鉄鋼分野やレアメタル分野などの事例を見れば明らかです。そのため、WTO 改革そのものに加えて、CPTPP および EU 加盟国は、こうした大規模プレーヤーによって生じている喫緊の課題を分析し、WTO 内外で解決策を議論し推進していく必要があります。また、一部の EU 加盟国がこうした課題への対応の必要性に言及し始めていることは、非常に心強い動きだと考えています。

もう一つの論点は経済的威圧です。大国によって行われる、WTO ルールと整合しない経済的威圧は、世界のサプライチェーンや各国経済に深刻な影響を及ぼしています。この点についても、CPTPP および EU 加盟国が連携し、共通の対応策を見いだすことができるのではないかと考えます。

豊田： ありがとうございます。それらは非常に重要な問題です。WTO は補助金、経済規模、そして経済的威圧といった問題に対処することが期待されていますが、まずは CPTPP の加盟国と EU がそれらに取り組むべきだと思います。浦田先生、異なる経済システムについてご意見をお聞かせいただけますか。

浦田：まず最初の 2 つの論点、すなわち補助金規律の改善と、経済規模に起因する市場の失敗への対応についてお話ししたいと思います。これらは関連していると考えており、中富さんもこの点について言及されていました。本日、WTO が直面している主要な課題の一つは、国有企業や産業補助金、政策金融などを通じて広範な政府介入が行われる国家主導型経済、あるいはそうした経済システムから生じる貿易歪曲にどのように対処するかということです。場合によっては、こうした介入が鉄鋼、太陽光パネル、電池、電気自動車といった産業における過剰生産能力や過剰輸出につながっています。こうした輸出は輸入国の産業に深刻な損害を与え、重大な貿易摩擦を引き起こす可能性があります。私の考えでは、WTO にはこの問題に対処するためのいくつかの手段がすでに備わっていますが、それらが十分でないことも確かに理解しています。

ここで、補助金及び相殺措置に関する協定（ASCM）について少し具体的に申し上げたいと思います。この協定の下では、補助金が特定性を有する場合、すなわち特定の企業、産業、または地域を対象としている場合や、他の WTO 加盟国に不利益な影響を及ぼす場合に規律の対象となります。

この協定には主に二つのアプローチがあります。第一に、輸入国は、補助金付き輸入が国内産業に実質的な損害を与える場合に、相殺関税を課すことができます。これらの措置は、補助金によって生じる不公正な競争上の優位性を相殺することを目的としています。

第二に、WTO 加盟国は、その補助金が自国の利益に重大な悪影響を及ぼす場合、WTO の紛争解決手続を通じて問題提起することができます。

また ASCM は、特に輸出補助金や国内原産品の使用を条件とする補助金など、特に貿易歪曲性が高いと考えられる補助金については、これを明示的に禁止しています。

加えて、WTO のセーフガード措置は、急激な輸入の増加によって国内産業が深刻な打撃を受ける場合、とりわけ過剰生産能力に関連するケースにおいて、一時的な保護を提供することができます。ただし、近年多くの国が直面している問題に対処するには、これらの仕組みだけでは不十分であることも理解しています。これらの WTO ルールには、特に近代的な国家資本主義や産業政策の形態に対して重要な限界があります。大きな問題の一つは透明性です。多くの補助金は特定が困難であり、その理由は、国有銀行による間接的な支援、優遇的な金融、エネルギー価格政策、土地利用政策、あるいは国有企業を通じて支援が行われることが多いからです。場合によっては、政府が WTO に対して十分な補助金通報を行わないため、監視や執行が困難になっています。この点について、私は最近、Global Trade Alert（GTA）が補助金に関する多くの情報を収集し、それをウェブサイト上で公開していることを知りました。このサイトは補助金に関する非常に有用で重要な情報を提供しています。

もう一つの課題は、現行の WTO ルールが、大規模かつ体系的な過剰生産能力、すなわち広範な国家介入から生じる問題に対応するには設計されていないという点です。これに効果的に対処するためには、WTO 加盟国は補助金規律を強化し、近代化する必要があります。透明性および補助金通報の要件は大幅に強化されるべきであり、また国有企業や間接的な政府支援の形態に対する規律についても、拡充が必要となる可能性があります。

申し上げておきたいのは、これは口にするのは比較的容易ですが、実現するのは難しいということです。過剰生産を抑制し、破壊的な補助金競争を回避するためには、特に CPTPP や EU の加盟国といった主要経済圏の間で、より強力な国際協力が必要です。同時に、改革は、貿易歪曲的な補助金を規律する必要性と、イノベーション、グリーン技術、サプライチェーンの強靱性、経済安全保障といった分野における産業政策の正当な役割との間で、慎重なバランスを取らなければなりません。課題は、これらの政策が透明で、必要性に見合った適切な規模であり、かつ貿易歪曲性を最

小限にとどめるようにすることです。最後に、開かれたルールに基づく貿易体制を維持するためには、公平性、予見可能性、そして健全な競争を確保しつつ、WTO ルールを現代のグローバル経済の現実に適応させていくことが不可欠です。

豊田: ありがとうございます。非常に多くの論点に触れていただきました。WTO が将来的にうまく機能することを期待していますが、現時点では CPTPP 諸国と EU との協力が非常に重要であるという点には全面的に同意します。それでは、こうした異なる経済システムというややセンシティブな問題について、ファブリさんにお話をうかがいたいと思います。EU で何が起きているのか、もう少し詳しくご説明いただけますか。

ファブリ: 欧州の国家元首および政府首脳は、より迅速に対応するために欧州の対応を再調整したいと考えています。投資審査、アンチダンピング、セーフガード措置といった従来型的手段に加え、外国補助金規則や IPI といった新たな手段も、依然としてそれぞれ個別に運用されています。補助金相殺措置に関する調査は有効であることが証明されており、欧州委員会は、中国の輸出業者による価格引き下げ圧力からさまざまな産業を保護するため、こうした調査を次々と増やしています。

しかし、これらの手段は、むしろより横断的な防衛アプローチを可能にし、またそれを要求するものでもあります。すなわち、産業ごとの個別対応という発想を超えて、国家主導型資本主義がもたらす構造的な問題に最終的に対処する方向へと移行するということです。すでにご指摘のとおり、過剰生産能力がもたらす問題があります。すなわち、消費が停滞し、輸出戦略への依存が高まっている中国市場から輸出される過剰生産能力の問題です。過剰生産能力をどのように定義するかについては、何時間でも議論できるでしょうし、中国政府は、同国の過剰生産能力が世界に波及しているという批判に対して一貫して反論してきました。しかし私は、それよりもむしろ集中度という根本的な要因に注目する方が有益だと考えています。そしてこの集中度の問題は、当然ながら中国の過剰生産能力の問題と密接に関連しています。

現在、世界貿易の再構築が必要となっている大きな要因が二つあります。第一は、生産が単一の国に集中することは、世界の他の国々にとって持続可能ではないということです。中国はすでに世界の製造業の 35% を占めており、その割合は 2030 年までに 45% に達すると予測されています。中国政府が国内消費の支援よりも、イノベーションと製造業への投資を優先し続ける中で、中国はますます輸出市場へのアクセスとそのシェア拡大を必要としています。中国の GDP に占める消費の割合は低下を続けており、1989 年の 65% から現在は 50% となっています。一方、日本は 75% の水準にあります。こうしたマクロ経済的不均衡は、もはや世界経済にとって持続可能なものではありません。

第二の要因は、経済的威圧の利用です。すなわち、経済的相互依存関係を政治的目的、あるいは当面の問題とは直接関係のない目的のために利用することです。主要な貿易大国による経済的威圧の行使は、サプライチェーンに深刻な混乱をもたらす重要な要因となっています。それは、直接的な標的となった企業、産業、あるいは国に困難をもたらすだけでなく、サプライチェーン全体、さらにはより広範な世界経済にまで連鎖的な影響を引き起こしています。

これら二つの問題、すなわち生産の集中の進行と、経済的威圧が常態化するリスクに対処することは、EU と CPTPP の間で、レジリエンスのさまざまな側面においてより緊密な協調を進めるためのアジェンダを策定することにつながっています。パリでの 12 月の議論の際にヴォルフガング・アルシュナーが中立的レジリエンスと表現したものがあります。これは多様化の取り組みに基

づいて構築されるものです。私たちは皆、供給源や輸出市場の多様化に取り組んでいます。EU と CPTPP 諸国の間で、こうした多様化を主導するためのより緊密な協調を進め、特に重要鉱物などの分野から始めて両圏のサプライチェーン統合を深めることができれば、極めて短期的に直接的なレジリエンス能力を強化することが可能になるでしょう。

レジリエンスの第二の側面として、防御的な次元と呼ぶことができるものがあります。これは、産業補助金の拡大的な利用によって引き起こされる生産集中に関わる問題です。

この問題はすでに 2020 年に、日本、米国、EU が立ち上げたトライラテラル・イニシアティブによって取り上げられており、その目的は、産業補助金の利用に関するより厳格なルールについて合意し、中国に対して国家補助を抑制するよう圧力をかけることにありました。しかし、このイニシアティブは最終的に棚上げされました。それから 6 年が経過し、現在では、至るところで補助金が急増する状況に直面しています。それはグリーンおよびデジタル移行のためだけでなく、AI や量子コンピューティングの発展への投資増加のためでもあります。もし私たちがある程度の技術的主権を維持できず、こうした技術を習得した国々への依存に陥ってしまえば、将来において大きな依存関係を構築してしまうという現実的なリスクがあります。

現在、興味深い議論が生まれつつあります。それは、補助金をもたらす価格押し下げ効果だけでなく、それが生み出す規模の経済の影響、そしてそれが世界の貿易フローに大きな不均衡をもたらしているという点をも考慮するものです。これはまさに、EU と CPTPP が共同で取り組む上で有益となり得る課題です。すなわち、複数国間の枠組みにおいて補助金に関する新たな考え方を提示し、補助金を広範に活用している他の主要経済圏に対して圧力をかけていくということです。もっとも、これは率直に言って中期的な目標ではありません。

言い換えれば、多様化への取り組み、そしてそれを調整する努力は、他の共同イニシアティブによって補完され得ます。具体的には、貿易防衛手段の利用における透明性の向上や、既存の手段の運用方法、あるいは新たな手段の導入における調整といったものです。

現在 EU レベルで議論されているのは、中国の生産集中に対抗するための欧州の防衛手段の強化です。フランス、イタリア、オランダ、リトアニアの 4 か国が署名したノンペーパーが最近出回っており、新たな防衛措置を発展させるための方策が提案されています。

すでに、欧州委員会に対してより迅速に行動するよう求める調整された動きがあり、危機感は明確に共有されています。このノンペーパーはまた、既存の手段が個別縦割りで運用されている点や、新たな手段の導入の必要性にも言及しています。4 か国は、欧州市場へのアクセスに条件を付すべきだと主張しており、現地調達要件を含む条件付けを提案しています。この考え方は、すでにインダストリアル・アクセラレーター法の中でも示唆されているものです。さらに、無条件最恵国待遇原則を条件付きのものへと移行させるべきではないかという議論も、欧州の議論の中でますます頻繁に取り上げられています。こうしたマクロ経済的不均衡に対して、MFN 原則を改正することで対応すべきなのか、それとも条件付けを導入すべきなのか。また、そうした対応は WTO のこの中核的な柱を直接的に脅かすことになるのか。これらはいずれも未解決の問いであり、多国間貿易体制の中心的な柱が制御不能な形で侵食されることを避けるためにも、極めて慎重に検討される必要があります。

豊田：ありがとうございます。ご指摘のとおり、少なくとも二つの大きな問題、すなわち生産の集中と経済的威圧があります。CPTPP と EU 加盟国は協力して取り組む必要があると思いますし、欧州委員会をめぐる最近の動きは非常に前向きなものだと受け止めています。今後の展開を期待したいと思います。

CPTPP-EU 自由貿易協定は可能か？

豊田： 第四の論点に移りたいと思います。CPTPP と EU の自由貿易協定についてです。CPTPP ・ EU FTA の重要性は現在ますます高まっています。米国は世界経済の 25% を占め、中国は 15% を占めています。CPTPP と EU を合わせると、およそ 30% に相当します。フランスと日本は、それぞれの地域における主要な経済大国の一つです。CPTPP-EU FTA の形成を加速するために、原産地規則などの特定のテーマについて共同作業部会を立ち上げるという提案も少なくとも存在しています。これらの考えについて、ご意見を伺いたいと思います。まず浦田教授からお願いします。

浦田： CPTPP-EU 自由貿易協定は、もし実現すれば単なる地域貿易協定の一つにとどまるものではありません。それは、ますます分断が進む世界経済において、多国間貿易協力を再構築するための礎となり得るものです。問題は、そのような協定に向けたプロセスをいかに加速するかという点です。私は、次のような段階を踏む必要があると考えています。第一のステップは、東京での会議でも主張しましたが、あまり支持は得られていないものの、EU と CPTPP 双方の政府関係者、ビジネス代表、学識経験者によって共同で正式な実現可能性調査を立ち上げることです。この調査では、CPTPP-EU FTA の経済的利益だけでなく、サプライチェーンの強靱性、デジタル貿易、経済安全保障、グリーン・トランスフォーメーション、規制協力といった戦略的課題についても検討すべきです。

第二のアイデアとして先ほども触れられましたが、両者は進展が比較的早く見込める分野において、三者構成の共同作業部会を設置すべきです。原産地規則は非常に良い出発点となるでしょう。CPTPP と EU はいずれも高度な制度をすでに有しており、一部の協定には累積規定を含む対角累積の仕組みも導入されています。多くの分野で調和と相互承認を進めることができれば、貿易コストを大幅に削減し、サプライチェーン統合を強化することが可能になります。作業部会はまた、規制協力、通関手続、持続可能性基準、投資円滑化といった分野にも取り組むことができます。こうした技術的分野での早期の成果は、より広範な交渉に向けた勢いと信頼を構築する上で有益となるでしょう。

第三の点は第二とも関連しますが、政策担当者に関するものです。政策担当者は包括的な FTA の締結を待つのではなく、限定的なアーリーハーベスト（早期成果）の取組を進めるべきです。既存の複数国間枠組みや分野別枠組みを通じて、デジタル貿易ルールやサプライチェーンの強靱性など実務的な分野でより緊密に協力することは、即時的な利益を生み出し、将来の協定に対する政治的支持を強化することにつながります。これらは、いわゆる、手の届きやすい果実とみなすことができるでしょう。

第四に、強力なビジネス部門の関与が不可欠です。欧州とインド太平洋地域で事業を展開する企業は、ますます予見可能で強靱な貿易・投資環境を求めています。ビジネス部門は、障壁の特定や実務的解決策の提案、さらには交渉に対する政治的支持の形成において重要な役割を果たすことができます。

第五に、CPTPP と EU はこの取り組みを排他的なブロックとしてではなく、グローバルな貿易体制を強化するための開かれた包摂的な試みとして位置づけるべきです。目的はデカップリングや対立ではなく、開放性、透明性、レジリエンス、そして高水準の国際ルールの促進にあるべきです。そのため、CPTPP-EU FTA は、その高い基準、ルール、義務を満たす意思と能力を有するのであれば、米国、中国、さらにはグローバル・サウス諸国を含む非加盟国の将来的な参加にも開かれた

ものであるべきです。さらに、CPTPP と EU は、デジタル貿易、サプライチェーンの強靱性、持続可能性、投資円滑化といった分野において、非加盟国とのより広範な協力を促進すべきです。

このようにして、この枠組みは地域統合にとどまらず、開かれた包摂的なグローバル貿易体制の強化にも貢献することができます。最終的に、CPTPP-EU FTA の形成は、開かれた市場ルールとルールに基づく貿易、そして国際協力にコミットする国々が、世界経済の将来を形作る力を持っているという強いメッセージを世界に発信することになるでしょう。多国間貿易体制が深刻な圧力にさらされている今、こうした大胆な取り組みが必要とされています。CPTPP-EU FTA は、再構築され、現代化された国際経済秩序の中で、最も重要な柱の一つとなり得るものです。

豊田: ありがとうございます。CPTPP-EU FTA 締結に向けた協力のためのこれら五つのステップは非常に有益であり、勇気づけられるものです。ファブリさん、この協力についてどのようにお考えでしょうか。

ファブリ: まず第一に、EU は最近、新しい FTA 交渉に非常に積極的に取り組んできました。メキシコとの協定のように既存の協定を近代化し、インドやインドネシアのように新しい協定も記録的な速さで締結しています。メルコスールとの二国間協定の暫定的な適用も非常に歓迎すべき進展です。EU は現在マレーシアとも交渉を行っており、これによりブルネイを除くほぼすべての CPTPP 加盟国と FTA を結ぶことになる見込みです。言い換えれば、現在すでに密接な協定ネットワークが存在しています。その多くは最近締結されたものであり、共通する要素を持っているため、協調のための堅固な基盤を提供しています。私たちは直ちに、この協定ネットワークにさらなる実質的な内容を加えるための集中的な作業を開始することができます。

一方で、ブロック対ブロック、すなわち地域対地域の FTA という見通しについては、私はより慎重であるべきだと考えています。まさにすでにこのような二国間協定の網が存在しているからこそ戦略的協力が可能であり、単一の包括的 FTA が存在しないことが、両地域間の戦略的協力を妨げるわけではありません。

むしろ、両ブロック間で FTA を交渉することははるかに複雑になるでしょう。CPTPP が EU のように単一の法的主体として統合されておらず、内部に多様性を抱えているという事実も、その実現可能性に追加的な懸念をもたらします。

それは長いプロセスになるでしょう。そのため、それは長期的な目標として位置づけつつ、当面は迅速に行動する方法を見出すべきです。それは、ルールに基づくシステムを支持する前向きな勢いを世界に示すという意味だけでなく、協調、透明性、そしてその過程で共に築く信頼という観点からも重要です。

このことは、ごく短期的な措置を必要とするとともに、採用する措置の形式においてより大きな柔軟性を求めるものでもあります。東京で長時間議論された論点の一つは、想定される取り組みにモジュール型のアプローチを採用する必要性でした。これにより、2 年後ではなく、迅速に実施できるようにするということです。一部の取り組みには法的根拠が必要となるかもしれませんが、場合によっては、両地域間の相互運用性を可能にするソフト・スタンダードで十分な場合もあります。FTA のような法的拘束力を持たない覚書のような枠組みであれば、短期的には迅速な調整を可能にしつつ、中期的にはより拘束力のあるコミットメントへの道を開くことができます。

豊田: それは非常に興味深いご指摘です。長期的な交渉よりも迅速な行動についてお話しされており、よく理解できます。ありがとうございます。それでは、中富さん、お願いします。

中富: それは非常に興味深く重要な考えだと思います。FTA ネットワークの発展という観点から見ると、他の CPTPP 諸国にも当てはまるかもしれませんが、日本と EU はいずれも、FTA の質と地理的カバレッジの両面で拡大を進めています。日本の FTA/RTA のカバー率は現時点で 80% を超えており、日本は GCC とも交渉を行っており、さらにメルコスールとの交渉開始についても新聞で報じられています。こうした動きは、これまでに議論してきたように WTO におけるルール形成や自由化が停滞していることを踏まえれば必然的なものです。加えて、トランプの関税に見られるような、最近の米国の不規則で予測困難な通商政策も、FTA 拡大をさらに検討すべき理由の一つとなっています。そして浦田さんが説明されたように、それは WTO ルールとも整合的であり、このプロセスは WTO を支えることにもつながると考えます。日本および EU にとって貿易の多様化の必要性があり、それは私たちに共通するアジェンダです。

EU のアジア太平洋における FTA ネットワークは、私の理解では基本的にハブ・アンド・スポーク型の構造になっています。日本の場合、まず個別の国との交渉から始めました。私はフィリピン、インドネシア、ブルネイとの交渉に深く関与していました。しかしそれに加えて、日本は日・ASEAN FTA も構築しました。これは累積のための仕組みです。既存の FTA を基礎として、困難で時間のかかる新たな FTA 交渉を行わずに累積の可能性を検討するというアイデアは、興味深く有益な試みです。しかし同時に、完全な累積を実現し、統合された強固なサプライチェーンを構築するためには、CPTPP-EU FTA を構築することが最も望ましい解決策になると考えます。現時点ではそれにどれほどの時間がかかるかは分かりませんが、CPTPP-EU FTA の可能性を検討する必要があります。CPTPP と EU の間で FTA を構築するという構想と協力は、米国に対しても非常に強く一貫したシグナルを送り、保護主義的で閉鎖的な通商政策を変化させる方向に影響を与えることにもなるでしょう。少なくとも私の理解では、日本は CPTPP-EU FTA の発展に対して特にアレルギーは持っていません。

政府の関与について

豊田: ありがとうございます。米国や他の国々に対して建設的なメッセージを発信することは重要だと思います。最後に、ルールに基づく貿易秩序の再構築を目的としたこうした国際会議への参加について、ご感想を伺いたいと思います。パリ会合には、いわゆるトラック 1.5 とも言える形で複数の政府関係者が参加しました。一方、東京会合は、重要な政府間会合が別の場所で開催されていた時期であったため、主に専門家が参加し、トラック 2 に近い形で行われました。これらの経験についてのご所感と、次に政府に対して何をすべきかについて一つご提案をいただければと思います。それではまずファブリさん、続いて中富さん、そして浦田教授にご発言をお願いします。

ファブリ: この EU と CPTPP の協調アジェンダを真の優先事項とするためには、政府からの非常に強い支持が必要です。EU 側では、当然ながら欧州委員会からの強力な支持がそれを意味します。先ほど申し上げたように、欧州委員会は二国間協定の推進に積極的に取り組んできましたが、この EU と CPTPP の間のアジェンダは、さらに戦略的な次元を持っています。それはより広範で、グローバルな影響を持ち得るものであり、リバランスの取り組みの始まりを示すものでもあります。

EU と CPTPP 諸国が取り組む複数国間のイニシアティブは、他の第三国にも開かれたままであるべきです。その目的は、新たなダイナミクス、すなわち信頼、安心感、安定性に基づく協力の形を生み出すことです。このアジェンダは、政府によって非常に真剣に受け止められるべきものです。

東京では特に、ビジネスセクターの代表が参加していたことが非常に有意義でした。EU と CPTPP の協調は、デジタル分野に限らずより広い領域において、ビジネス界のより緊密な関与から大きな恩恵を受けるでしょう。なぜなら、すべての企業がそれぞれ独自のレジリエンス戦略に取り組む必要があるからです。企業はこうした議論に大きな付加価値をもたらします。今後必要となる追加的なルールは、非常に高い創造性と柔軟性を必要とするものであり、その意味でもビジネスセクターには明確な役割があります。トラック 1.5 の対話は、政府関係者や専門家だけでなく、ビジネスセクターも含めた、より緊密な協調のためのプラットフォームとなるでしょう。

中富：私はパリ会合には参加できませんでしたが、パリ会合と東京会合のいずれも、トラック 1.5 の会合として有益で生産的だったと思います。今後も、産業界、学界、政府といった関係者の参加を得ながら、こうした会合を継続し発展させていく必要があります。CPTPP と EU の協力をさらに発展させ、成果を生み出していくためには、産業界・学界・政府の間の対話が不可欠です。最終的な意思決定を政府だけが行うべき分野や課題もあります。いわゆるスタンドスティルの問題はその一例です。政府によるさらなる関与、参加、そしてインプットが期待されます。それが私の感じていることであり、メッセージです。

浦田：私の予想どおり、会議の参加者は、持続可能な経済成長を促進するためには、ルールに基づく貿易体制を再構築し強化する必要があるという点で認識を共有していました。CPTPP-EU FTA の形成は、この貿易体制を再構築する上で重要な一步になるという点について広範な合意が見られた一方で、それは短期的なプロジェクトではなく、むしろ長期的な目標であるという認識も共有されていました。こうした理解のもとで、参加者は、既存の FTA を効果的に活用することにより、最終的な CPTPP-EU FTA の形成を促進し得るいくつかの実務的なステップについて議論しました。

物品貿易の分野では、対角累積を伴う共通原産地規則の採用が、サプライチェーン統合の促進および取引コストの削減につながるとして、企業にとって特に有益であると考えられました。また、WTO 加盟国間に存在する経済システムの違いに起因する問題に対応するため、補助金や国家安全保障・経済安全保障に関する国際ルールを共同で整備または強化する重要性も強調されました。さらに多くの参加者は、特にデジタル貿易などの分野におけるプルリラテラル協定の発展が、WTO の活性化と再構築に向けた重要な一步となると指摘しました。

こうした背景を踏まえ、私は二つの要請を申し上げたいと思います。関係政府に対してですが、CPTPP と EU の協力およびパートナーシップの勢いを維持するため、CPTPP-EU FTA の最終的な形成に関係する課題を議論するための共同会合を、対面およびオンラインの双方で継続的に開催するよう要請したいと思います。この会議では、現段階においてこの構想に対する支持は限定的であることが明らかになりましたが、それにもかかわらず、私は政府に対し、CPTPP-EU FTA の形成に関する共同実現可能性調査（feasibility study）を立ち上げることも併せて提案したいと思います。このような調査は、CPTPP-EU FTA そのものの最終的な実現に貢献するだけでなく、より深い CPTPP-EU 間の協力とパートナーシップに向けた勢いを維持することにも役立つでしょう。

豊田：皆さま、ありがとうございました。この有意義な議論が今後も継続し、具体的な政府の行動につながっていくことを期待しています。また、ジャック・ドロール研究所およびファブリさんによって始められたこの取り組みに心より感謝申し上げます。

（了）